

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属複雑系生命システム研究センター規則

平成17年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第15条第4項及び東京大学教養学部組織規則第17条第4項に基づき、複雑系生命システム研究センター（以下「センター」という。）の組織および運営に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 センターは、複雑系生命科学という新しい学問分野を創出し、その成果を広く国内外に公表することを目的とする。

(センター長)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、東京大学大学院総合文化研究科（以下「研究科」という。）の教授のうちから、研究科教授会の承認を得て、大学院総合文化研究科長が任命する。
- 3 センター長は、センターを統括し、これを代表する。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 センター長が欠けたときの後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第4条 センター長は、副センター長を指名することができる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長が欠けたときには、後任のセンター長が選出されるまで、副センター長がセンター長代行をつとめる。

(運営委員会)

第5条 センターに、これを運営するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(補則)

第6条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施について必要な事項は、センター長の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。